

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成26年5月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 業務名

(仮称) 第六次甲府市総合計画策定支援業務

2 業務概要

本市は、平成18年度から「第五次甲府市総合計画」(以下「現総合計画」という。)に基づく各種施策を展開し、都市像である「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」の実現を目指してきたが、現総合計画の期間が平成27年度で終了することから、平成28年度を初年度とする(仮称)第六次甲府市総合計画を策定し、総合的、計画的なまちづくりの指針とすることとしている。

策定にあたり、広範囲にわたる基礎データの収集、市民意向や市の現状と課題などの把握、更には、それらを客観的かつ専門的に分析し、計画に反映させていく必要があるため、そのための業務を委託するについて、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日までとする。

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続等及び民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。

(4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 平成21年度から平成25年度において、他市が発注した総合計画策定支援業務の受託実績を有していること。受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等、業務の一部のみを受託した実績は含まない。

5 手続等

(1) (仮称)第六次甲府市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「公募型プロポーザル実施要領」という。)等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書、各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部企画総室総合計画課

甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL : 055-237-5119

FAX : 055-220-6938

E-mail : sogokeikaku@city.kofu.lg.jp